

郡山普及だより Yes!農!!

発行:福島県中農林事務所農業振興普及部
住所:〒963-8540 郡山市麓山1-1-1
TEL:024-935-1321 FAX:024-935-7030

有限会社武田ファーム

第64回福島県農業賞(経営改善部門)受賞

第64回 福島県農業賞表彰式



知事とともに



従業員の皆様と

郡山市阿久津町で肉用牛の大規模経営を行っている有限会社武田ファームが、第64回福島県農業賞(経営改善部門)を受賞しました。

有限会社武田ファームは、肥育牛250頭と繁殖牛24頭の一貫経営で、社員5名により郡山のブランド牛「うねめ牛」を生産しています。

牛舎の環境整備を徹底するとともに、ICT機器などの先進技術を活用して、良質な和牛生産に日々、励んでおり、数多くの共励会で上位入賞を取っております。

また、地域の耕種農家へたい肥を供給し、稲わらと交換する資源循環の取組など、地域に根ざした経営を行うとともに、阿久津地区の人・農地プランの中心経営体として、同地区の課題である遊休農地の解消に向けた取組等に積極的に関わっています。

「収入保険」は様々なリスクから農業経営を守ります

「収入保険」は、ほとんどの農産物を対象とし、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償します。

簡易な方式を含む青色申告の実績が1年分ある農業者であればどなたでも加入でき、「園芸施設共済」とセット加入も可能です。

詳しくはお近くの農業共済組合までお問い合わせください。

●NOSA | 福島HP : <https://fukushima-nosainet.jp/>



令和4年12月に始動した「きゅうりプロジェクト」の活動を紹介します! ～目指せ! 5億円産地～

郡山市の主要品目「きゅうり」の揺るぎない産地形成を目指し、JA福島さくらや郡山市等とともに昨年始動した「郡山地域きゅうり振興プロジェクト」では、①生産基盤の維持強化、②産地担い手の育成確保対策、③販売対策の強化、④安全・安心及び環境と共生する農業の取組強化の4つの柱で活動しています。

今回は「産地担い手の育成確保対策」の取組を紹介します。

プロジェクトでは、新規栽培者等への個別巡回支援や郡山市園芸振興センターできゅうりの生育に併せた体系的な栽培講習会を実施しています。同講習会には、新規栽培予定者のほかJA福島さくら郡山地区の若手営農指導員も参加して研鑽に励んでいます。個別巡回支援では、きゅうりで就農予定の方が水稲育苗ハウスを活用して試作栽培に取り組んでおり、定期的に巡回し技術面での助言等を行った結果、熱心かつ丁寧な作業により品質の良い真っ直ぐなきゅうりを生産することができました。引き続き、関係機関等と連携し、プロジェクト目標の達成に向けて様々な取組を進めてまいります。



新規就農予定者への栽培技術支援

県中地方の花きの地産地消を進めています



郡山市立西田学園における花育活動

県中地方（郡山・田村・須賀川）では、多くの魅力ある花き品目が生産されています。しかしながら、地域の消費者にはそうした情報が十分知られておらず、また、生産された花きを地域内で消費する地産地消のさらなる取組も求められているところです。そのため、花き利用施設、生花店、花き流通機関、花き生産者等が一体となった「県中地方フラワーネットワーク」を令和4年7月に設立し、交流を図っています。

2年目となる今年は、地域の消費者に県中地方の花の魅力を知ってもらうため、7月に三春町立岩江小学校、9月に郡山市立西田学園で、児童を対象に

体験授業を行いました。

また、10月には「県中地方の花きほ場視察研修会及び飾花施設見学会」を開催し、参加者同士で活発な情報交換が行われたほか、花き利用施設からの強いニーズを参加した生産者に感じていただきました。今後も、生産現場の情報を消費者に伝えるとともに、花き流通関係者間の一層の情報共有を図るなど地産地消の進展に向け活発な交流を目指します。

CHECK  YouTube動画も!

地域計画の策定や農地中間管理事業により、地域農業を守りましょう。

「みどり認定」とは環境にやさしい農業の取組に関する認定制度です



令和4年7月にエコファーマーに関する法律が廃止され、新たに「みどりの食料システム法」が施行されました。本法に基づき、環境にやさしい農業に取り組む農業者を認定するのが「みどり認定」です。

認定を受けようとする農業者は、「土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減の取組を一体的に行う事業活動」、「温室効果ガスの排出量を削減する取組」、「その他農林水産大臣が定める環境負荷低減事業活動」について、5年間の事業計画を県に提出します。認定を受けた農業者には融資、税制面での支援措置があり、また、国の補助事業の優先採択を受けられる場合があります。詳しくは福島県環境保全農業課のホームページをご覧ください。農業振興普及部までお問い合わせください。

令和6年産飼料用米は「ふくひびき」「まいひめ」などの多収品種で

令和5年産米価は、生産者の皆様の御協力により前年度と比べ上昇傾向となりました。令和6年産米も、米価維持のため需要に応じた生産へのご協力をお願いします。

飼料用米生産への交付金は、令和6年産から指定された多収品種以外は減額されます。今後の飼料用米生産は、所得確保のために「ふくひびき」「まいひめ」などの多収品種で取り組みましょう。

多収品種の安定生産には穂数の確保が特に重要です。疎植を避け、分けつを促すための浅水管理を行うとともに、適切な基肥窒素を施用し、幼穂の形成が始まる7月上旬の葉色を濃く維持することがポイントです。

多収品種を栽培した同一水田で翌年、主食用品種を作付けする場合には、効果的な除草剤を選択することにより異品種の混入を大幅に抑制することができます。

詳しくは農業振興普及部までお問い合わせください。



「福島ならではの」の農林水産物の魅力をYouTubeで発信中!

県では、約1400人の農林水産部職員がそれぞれ自由な発想で企画・制作する公式YouTubeチャンネル「1400のネタばらし」を開設しています。

左ページ「県中地方フラワーネットワーク」に関する動画も掲載中ですので、ぜひご視聴ください。



YouTubeチャンネル



「県中地方フラワーネットワーク」
～ほ場視察編～



1:35 / 3:40



農薬はラベルをよく見て適正に使用し、使ったらすぐに記帳しましょう。

「ひとつ、ひとつ、実現する郡山農業塾」今年も開催しています

農業振興普及部では、今年度も就農から5年以内の新規就農者を対象に、巡回等により栽培管理支援を行うとともに、農業に関する基礎的な知識や技術を習得する研修会「ひとつ、ひとつ、実現する郡山農業塾」を開催しています。

第1回郡山農業塾（6月26日）では、病虫害防除のポイントと農薬の使用について、第2回（11月27日）は経営者の心構えや決算書の見方について、第3回（12月6日）は野菜・花き等栽培の基礎技術や高温対策、スマート農業について学んでいただきました。

新たに農業を始めた方、農業を始めたい方など、多くのお客様のご参加をお待ちしております。詳細は農業振興普及部までお問い合わせください。



熱心に学ぶ受講生の皆さん

▶今後の研修会（予定）

	研修内容	講師	開催日	場所
第4回	土づくり（※）	新規就農者等	令和5年12月14日	J A福島さくら日和田総合支店
第5回	営農計画作成	新規就農者等	令和6年1月	郡山合同庁舎
第6回	労務管理	認定研修機関等	令和6年2月	郡山合同庁舎

※第4回郡山農業塾（土づくり編）については県中地方園芸振興セミナーと内容を同じくして開催

物価高騰に伴う穀類乾燥調製施設支援事業の申請を受け付けています

地域農業の拠点となる穀類乾燥調製施設等における電気料金・燃油価格高騰の掛かり増し経費の一部を助成します。

【要件】

- ① 対象作物の処理面積が合計20ha（中山間地域は16ha）以上
- ② 電気料金・燃油価格高騰を加味した作業料金の値上げを行っていないこと

【助成額】（ライスセンター、大規模経営体の場合）

玄米 1 俵当たり18円以内×処理俵数
 （大規模経営体は自家消費分8俵を差し引いて助成）
 畑作物 1 俵当たり66円以内×処理俵数

【申請期間】

令和5年11月1日(水)～令和6年1月12日(金)



詳細は左記QRコードからご覧いただけます。

<https://fs-suishin.jp/koutoushien.html>

〈お問い合わせ先電話番号一覧〉

「みどり認定」に関すること
 024-935-1321

「ひとつ、ひとつ、実現する郡山農業塾」に関すること
 024-935-1321

飼料用米の作付けに関すること
 024-935-1310

物価高騰に伴う穀類乾燥調製施設支援事業に関すること
 024-935-1307

その他上記以外に関すること
 024-935-1321

『徹底しよう！農業機械の転落・転倒対策』 ほ場周辺に危険箇所がないか確認を